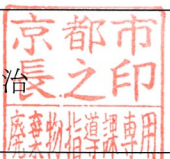


一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市伏見区竹田泓ノ川町 23番地	許可年月日 令和8年4月1日	許可番号 一廃第115号	<p>1 許可条件</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「法」という。)、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 (以下「条例」という。)、その他関係法令を遵守すること。</p> <p>(2) 京都市域内で発生した魚あらに限り、南部クリーンセンター構内の京都市魚アラ中継施設 (京都市伏見区横大路千両松町302番地ほか) へ搬入することとし、他の市町村等において発生した魚あらは当該施設へ搬入しないこと。ただし、当該市町村長等と京都市長との合意がある場合はこの限りでない。</p> <p>(3) その他市長の指示に従うこと。</p> <p>2 許可の取消し又は業務の停止</p> <p>法、条例、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則又は許可条件に違反する行為をしたときは、許可の取消し又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じる。</p> <p>業務の停止の間、市は他の業者に当該業務を代行させることがある。その場合に生じた損失に対して、市はその責を負わない。</p>
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社フロムエコリード 代表取締役 西山 学	京都市長 松井 孝 治		
			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。			
取扱廃棄物の種類 <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">魚 あ ら</p> <p style="text-align: center; font-size: 0.8em;">(再資源化を目的として京都市魚アラ中継施設に搬入するものに限る。)</p>			
作業区分 <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">収 集 ・ 運 搬 (積替え保管を含まない。)</p>			
許可の有効期限 <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">令和10年3月31日</p>			
許可の変更の状況			